

保護者の皆様

豊田市立高嶺小学校長 市江 敦

異常気象・地震発生時の対応について（一部改訂）

異常気象・地震発生時の対応につきましては、下記の通りです。
 （豊田市立学校防災マニュアルをもとに作成）

令和8年度保存版

重要

記

1 本校地域に**特別警報**（大雨特別警報、暴風特別警報等）または、**緊急地震速報（豊田市内で震度5弱以上）**が発表された場合

（1）登校前に発表された場合→登校しない。解除後も安全が確認できるまで登校しない。

（2）登校後に発表された場合→授業を中止し、**保護者への引き渡しを行います。**

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者のお迎え下校となります。学校からの連絡がなくても（災害の状況によってはメールが届かないため）**保護者への引き渡しとなります。**

（3）特別警報または緊急地震速報（豊田市内で震度5弱以上）が発表された場合、まず家族の安全を第一に考え、判断行動してください。

2 **暴風警報が発令された場合**（豊田市西部・西三河北西部・愛知県西部・愛知県全域に）

（1）午前6時00分までに解除された場合→平常通りの授業を行います。

※原則給食あり。前日までに給食中止の決定がされた場合は要弁当。学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。

（2）午前6時00分を過ぎても解除されない場合→休校です。

（3）登校後に暴風警報が発表された場合は、授業を中止し、すみやかに教師引率のもと通学団で下校させます。状況によっては学校で児童を待機させ、お迎えをお願いすることがあります。いずれの場合も学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。

3 **避難情報が発令された場合**

（1）避難情報は豊田市により「町」単位で発令されます。**上郷中学校区内で警戒レベル3以上**が発令された場合は休校となります。

（2）**河川の氾濫による避難情報**は、**上郷中学校区内では「柵塚西町、柵塚東町、畝部西町、畝部東町、配津町」が警戒区域に該当します。これらの区域に警戒レベル3以上**が発令された場合は休校になります。

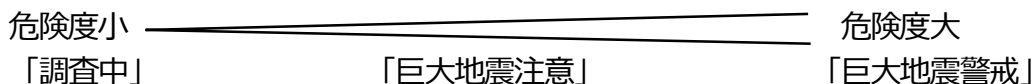
（3）土砂災害による避難情報は、**上郷中学校区は対象ではありません。**

対象	指定河川(矢作川)	豊田市東部/豊田市西部	豊田市東部/豊田市西部
	河川氾濫	大雨	土砂災害
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
警戒レベル1	早期注意情報		

裏面あり

4 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」は、以下のようになっています。



- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・ 通常どおりの教育活動を行います。
 - ・ 校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるよう準備します。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
 - ・ 通常どおりの教育活動を行います。
 - ・ 校外活動については、出発前であれば中止します。出発後であれば、帰校をします。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
 - ・ 豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
 - ・ 授業終了後は速やかに帰宅させます。
 - ・ 校外活動については、出発前であれば中止します。出発後であれば、帰校をします。

※ 上記は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置、下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。

5 弾道ミサイル発射によるJアラートが発信された場合の対応

- (1) 登校前に発令された場合
 - ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・・自宅待機
 - ・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・・自宅待機を解除 児童は速やかに登校
 - ・ 日本の領土・領海内へ落下した・・・自宅待機を継続 その後の対応はきずなネットで各家庭に連絡
- (2) 登校後に発令された場合
 - ・ Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・・活動中断、避難態勢（机の下に身を隠すなど）をとる
 - ・ 日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・・活動再開
 - ・ 日本の領土・領海内へ落下した・・・安全確認できるまで、校内の安全な場所で待機。安全確認後、活動再開。

6 その他

- (1) 異常気象・地震発生時の対応については、可能な限り学校連絡網システム（きずなネット）で対応を連絡します。しかし、大規模災害時においてメールが届かない状況も考えられます。安全を第一に考え判断・行動をお願いします。
例えば、登校後に本校地域に特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報等）または、緊急地震速報（豊田市内で震度5弱以上）が発表された場合は、メールでの連絡がなくても保護者への引き渡しとなります。 ※1の（2）のとおりです。
- (2) 放課後児童健全育成事業は、上記の学校の措置に準じます。